

石川県福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、評価機関の評価手法及び内容等を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の適切な実施を図ることを目的とする。

(評価業務)

第2条 評価機関は、県が別に定める評価基準に従い、評価業務を実施する。ただし、県の評価基準に独自の評価項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。

(契約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うに当たっては、事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

- 2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。
- 3 評価機関は、契約に当たって、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者、評価スケジュール、訪問調査における対応等について事前に十分に説明しなければならない。

(書面調査及び訪問調査)

第4条 評価業務は、書面調査及び訪問調査により実施する。

- 2 書面調査は、事業者が行う自己評価の結果と当該事業者の事業の概要等を示す書類に基づき、評価項目ごとに運営やサービスの実施概況等を把握する。
- 3 前項の自己評価は、評価項目に従い、経営者又は管理責任者及びその他職員等の合議により作成する。
- 4 認知症高齢者グループホームについては、「石川県認知症高齢者グループホーム自己評価実施要領」(平成14年7月25日適用)に基づき自己評価を実施するものとする。
- 5 訪問調査は、書面調査の分析結果を踏まえ、現地において評価項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。

(利用者調査)

第5条 評価機関は、事業所との合意により、評価業務に併せ、利用者(家族)のサービスに関する意向を把握するための利用者調査を実施するよう努めるものとする。

(評価調査者の責務)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず、評価機関が発行する評価調査者証を携帯し、訪問調査を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第7条 一件の評価業務は、石川県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条第3号ア及びイに定める評価調査者が合同して実施し、当該業務については2名以上の評価調査者が一貫して実施する。

- 2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務に携わった評価調査者の合議により行う。
- 3 評価結果は、評価機関が設置する学識経験者等により構成される評価決定委員会において当該評価調査者を含む委員の合議により決定すること。

(評価結果の報告等)

第8条 評価機関は、評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果について同意を得る。

2 評価機関は、認知症高齢者グループホーム以外の福祉サービスについて、評価結果の公表について当該事業者の同意を得る。この時、公表する評価結果に添える事業者のコメント欄の記載を求める。

3 事業者は、評価結果に異議がある場合は、評価機関から報告を受けた日から10日以内に資料を添えて評価機関に意見を提出することができる。

4 前項の意見書が提出された場合は、評価機関は、評価決定委員会においてその内容を審査し、相当の理由がある場合には、評価結果の変更を行う。

5 評価機関は、評価結果の確定後30日以内に、県に対してその評価結果及び公表に関する同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第9条 県及び評価機関は、評価結果を、別に定める公表要領に基づき公表する。

(公表後の事業者の改善状況)

第10条 評価結果の公表後、事業者は評価結果に添える事業者のコメントの欄に改善の状況等について、評価機関に対し記載の申し出ができるものとする。

2 評価機関は、事業者から前項の申し出があった場合は、その内容について速やかに県に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年11月22日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、平成18年度については、石川県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要領第2条第3号に規定する評価調査員が行った認知症高齢者グループホームに係る第三者評価は、この要領に基づく第三者評価とみなす。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。